新 旧

(在学期間)

- 第5条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を 超えることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、歯学部の第1~4 学年について在学期間は、第1・2学年及び第 3・4 学年で 4年 (第 21 条の規定により第 2 学 年に編入学した者の第2学年においては2年) をそれぞれ超えることはできない。
- 3 歯学部の第5・6学年における在学期間は第 1項の規定に基づき、その取り扱いは別に定め る。

(履修単位)

単位以上、医療保健学部口腔保健学科及び医 療保健学部口腔工学科は 126 単位以上とす る。

附則

- 37 2021 (令和3) 年9月1日 一部改正
- 38 2022 (令和4) 年4月1日 一部改正
- 39 改正後の第11条の規定にかかわらず、2021 (令和3)年度以前入学者(2021年度1年次に おける留年者、復学者、再入学者又は2020(令 和2)年度以前から1年次に留まる者を除く。) については、なお従前の例による。

(在学期間)

- 第5条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を 超えることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、歯学部の各学年 の在学期間は、第1・2学年、第3・4学年及 び第5・6学年で4年(第21条の規定により 第2学年に編入学した者の第2学年において は2年)をそれぞれ超えることはできない。

(履修単位)

第11条 卒業に必要な単位数は、歯学部は246 第11条 卒業に必要な単位数は、歯学部は259 単位以上、医療保健学部口腔保健学科及び医 療保健学部口腔工学科は 125 単位以上とす る。

附則

37 2021 (令和3) 年9月1日 一部改正 (新設)

(新設)